	次項第一号
第九条の二第二項	前項
	同項
第九条の二第二項第一号	第四項
第九条の二第三項	第一項
第九条の二第四項	第二項（第二号を除く。）
	第九条の四
第九条の三第二項	及び第二項
	同項
	同条第二項
	前条第一項、第三項及び第四項
	第九条の二第一項
第九条の三第三項	この項
	第六条第三項
第九条の三第四項	前項
	同項
	この項

次項第一号（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第二項（第二号を除き、第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第九条の四（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
及び第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される第六条第二項	
同条第二項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
前条第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第九条の二第一項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
この項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第六条第三項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
前項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第九条の六第一項の規定により読み替えて適用される前項	
この項（第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	

第四条の二	第五条第三項の申出
第五条第一項	第五条第六項
	同条第七項
	及び第四号
	同項
	一歳
	第四条各号
	第五条第三項
	当該子の一歳到達日（同条第四項の申出をする場合にあっては、一歳六か月到達日）
	第四条の二各号
	第九条各号
	第十七条各号

第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の申出	
第五条第六項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
法第五条第七項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
及び第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
法第五条第六項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
一歳（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては、一歳二か月）	
第四条各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第五条第三項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
当該子の一歳到達日（当該配偶者が法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項（法第九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては当該育児休業終了予定日とされた日、法第五条第四項の申出をする場合にあっては一歳六か月到達日）	
第四条の二各号（これらの規定を第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第九条各号（第九条第一号から第四号まで、第五号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	
第十七条各号（第十七条第一号から第三号まで、第四号（第十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（第十九条の二第二	